

熊本県公報

号外 第66号
平成17年12月16日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) 1

規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第84号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

本則の表第1号左欄中「第6号」を「第8号(6)」に改め、同号右欄中「に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「第2条第1項及び第3条第1項の規定による知事に対する申請又は協議の受付に関する事務及び第4条の規定による知事に対する届出の受付に関する事務(宇土市、上天草市及び苓北町にあっては、施行細則第2条第1項第4号及び第5号、第3条第1項並びに第4条に規定する事務を除く。)」に改め、同欄(1)及び(2)を削り、同表第2号左欄中「第13号(4)」を「第22号(11)」に改め、同号右欄中「昭和46年熊本県規則第15号」の次に「。以下この号において「施行細則」という。」を、「事務」の次に「(菊池市にあっては、施行細則第19条に規定する事務を除く。)」を加え、同表第3号左欄中「第23号(3)」を「第37号(3)」に改め、同表第4号左欄中「第25号(3)」を「第39号(3)」に改め、同表第5号左欄中「第33号(2)」を「第47号(2)」に改め、同表第6号左欄中「第36号」を「第50号」に改め、同表第7号左欄中「第38号(3)」を「第52号(3)」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

